

ニホンミツバチ飼育者の衛生意識向上に向けて

紀南家畜保健衛生所
○岩田光正 吉川克郎

【背景と目的】

平成 24 年 6 月養蜂振興法が一部改正され、平成 25 年 1 月より、原則ミツバチを飼育する全ての方を対象に、毎年 1 月中に飼育届の提出が義務化された。その結果、管内のニホンミツバチの飼育実態が改めて把握され、その数は 151 名であった(平成 26 年 1 月)(図 1)。当所管内には、ニホンミツバチ飼育者(以下、飼育者)が多数存在するが、セイヨウミツバチ飼育者(以下、業者)に比べ、その飼養実態はこれまで十分把握できていなかった。そこで今回、飼育者の飼養実態を調査し、疾病対策を中心とした衛生意識の向上による防疫対策及び安全・安心な蜂蜜生産の確立を目的とした。

【方法】

実施期間は平成 26 年 7 月から 12 月までとした。まず、法改正(飼育届提出の義務)、適正な飼育管理、日頃の衛生管理、蜜蜂の主な疾病、医薬品の適正使用、はちみつ生産について記載した資料を作成した(図 2, 3)。その資料を飼育届を提出している飼育群数 5 群以上の飼育者(37 名)及び、産直市場や道の駅等で蜂蜜の販売等の実態がある飼育届未提出の飼育者(13 名)に配布した。併せて、飼養実態について飼育状況、巣箱の管理状況、疾病についての知識の有無等について聞き取り調査を実施した(図 4)。また、衛生状況確認のために、目視及び臭気から監視伝染病等の有無の確認を実施した。さらに飼育者 2 名の巣箱 4 群について巣箱内外のサルモネラ菌・大腸菌群の細菌検査を実施した。さらに業者に対し、飼育者及びニホンミツバチに対する意見等の聞き取り調査を実施した(図 5)。

【結果】

飼育者の年齢は 60 歳代以上が 86 % を占めていた。飼育歴は 5 年未満の飼育者から 30 年以上の飼育者まで様々であった。また、飼育届の提出の必要性については町役場からの広報により認知した飼育者が 32 %、飼育者仲間からが 20 % であった。県の広報紙「県民の友」によるものは、わずか 4 % であった。また、届未提出の飼育者全員が、知らないと回答した(図 6)。

蜜蜂の利用方法は主に採蜜目的の人が 80 % で、花粉の交配を主な目的に飼育している飼育者は 2 % であった。蜂蜜の利用については自家消費のみが 64 %、主に販売目的が 12 %、自家消費の残りを販売する飼育者が 14 % であった。天敵の被害調査の結果ほぼ全ての飼育者が被害を受けていた(図 7)。

被害内容について、昆虫被害ではスズメバチ被害が 59 %、セイヨウミツバチ被害が 22 %、ハチノスツヅリガ被害が 19 % であった。

動物被害ではクマによる被害が 33 %、タヌキの被害が 18 %、イノシシの被害が 15 %であった(図 8)。

被害対策として、スズメバチに対してはペットボトルなどの仕掛けによる捕獲、セイヨウミツバチには目の細かいネットにより通過を妨げる対策、ハチノスツヅリガに対しては巣箱の掃除で対応していた。小型の動物に対しては巣箱の固定、巣箱周辺を柵で囲う対策が取られていたが、クマに対しては対策の取りようがないとの回答であった(図 9)。

巣箱管理について、ガスバーナーなどによる消毒は行っていたものの、消毒薬を用いた消毒の実施はなく、医薬品類の使用もなかった。疾病についての知識は 74 %の人が全くなく、あると回答した飼育者のうち、具体的疾病名が分かる飼育者は全体の一割程度であった。また、飼育者全員が、過去に疾病が疑われるような異常はないと回答した(図 10)。

家畜保健衛生所について、存在そのものを知らない飼育者が 72 %いた。また、業務内容及び連絡先を知っている飼育者は全体の 14 %に留まった。飼育する上での問題点として、巣箱の盗難被害、果樹の病虫害防除薬による死滅を挙げる飼育者がそれぞれ一割程度いた(図 11)。

巣箱内外の観察の結果、幼虫・成虫ともに異常はなかった。幼虫の観察の難しい巣板を用いない巣箱においても、異常な臭気はなくアメリカ腐蛆病感染を否定し、巣箱周辺の状況から、チョーク病感染も否定した。さらに、ニホンミツバチで発生報告の多いアカリンドニ症検査のため、巣箱の巣門付近で死んでいたハチ 10 匹について、国際獣疫事務局のアカリンドニ症診断マニュアル¹⁾を参考に蜜蜂の気管を取出し、顕微鏡検査により、気管内部を観察し、アカリンドニの寄生のないことを確認した。これらのことから、監視伝染病の発生はないと考えられた(図 12)。

巣箱外側(蜜蜂出入口)及び巣箱内側(壁面)の細菌検査によるサルモネラ菌・大腸菌群の検出はなかった(図 13)。

業者の意識調査の結果、飼育者と深い接点のある業者はいなかった。また、ニホンミツバチによる影響はなく、飼育者に対する家保の対応に要望等もないことから、現在、業者と飼育者間に大きな問題はないと考えられた(図 14)。

【考察】

飼育届未提出の飼育者がさらに数多くいると思われ、飼育届提出義務についての周知が不十分であり、県、市町等関係機関が一体となった周知の必要性が感じられた。なお、このことに関しては一部で対策が実行され、その成果が認められており、今後もさらに周知を実施していく。

飼育者の巣箱の管理状況及び細菌検査結果から、巣箱は比較的清潔に保たれており、疾病の発生も認められなかった。しかしながら、疾病に対する認知度は低く、巣箱の消毒等もされていなかった。このことに関しては、飼育者に直接資料を配布し、疾病等の周知を行ったことにより、認知度が向上したと考える。また、今回の調査により、衛生意識が向上することが期待され、疾病等の異常発生時における早期発見・早期通報体制も確立されたと考える。結果として、安全・安心な蜂蜜生産に繋がることが期待される。また、和歌山県南部の梅の主産地である、みなべ・田辺の梅生産システムが世界農業遺産の候補地として挙げられており、ニホンミツバチにも注目が集まっていることが、さらに飼育者の意識向上に繋がっていくことが期待される(図15)。

飼育者・業者間に現在大きな問題は発生していないが、今後も動向を注視し、両者に対し指導を続けていくことが、両者の良好な関係の維持に重要と考える。

【参考文献】

1)OIE: Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals・ACARAPISOSIS OF HONEY BEES,

http://www.oie.int/fileadmin/Home/eng/Health_standards/tahm/2.02.01_ACARAPISOSIS.pdf

Accessed February 29,2012